

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 Great Ideas

実務対応報告公開草案第52号に関するコメント

質問1について

第三者評価機関の公正価値評価に基づき有償で発行しているため、報酬性がないと考え、この提案に同意しない。

理由は以下の通りである。

ありえない前提からの論理構成になっている。

質問1に「報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)」とあるが、特に、第17項(1)には『「払い込む」という特徴を除けば、無償ストック・オプションと類似している』としており、有償の本質を無視した形になっており、全く理解できるものではない。

第三者評価機関の算定した公正価値として金銭の払込みがあるため、公益社団法人日本監査役協会が平成28年5月20日に公表した「監査役監査実施要領」(改訂版)には、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また、付与対象者の税務についても、公正価値相当額の銭の払込みがあるため、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされている。

両者ともに、有償の特徴である公正価値として金銭の払込みを前提としている。

しかし、本公開草案は、報酬としての性格を持つと考えるための理由とするためか、有償の本質を無視して、報酬と考えたその理由の一番上の(1)に、有償の最大であり、絶対に無視してはいけな特徴を除いており、これは、有償発行そのものの全面否定である。監査役協会や税務当局が有償について、その大前提と考えている特徴を、本公開草案ではあまりにも安易に取り除いており、これでは、持株会や経営者への第三者割当増資ですら公正価値として発行したとしても、金銭の払い込むという特徴を除くとして報酬として取り扱われてしまう

恐れすら感じるため、非常に非合理的な前提と考える。

第 17 項(2)についても、ストック・オプション会計基準は、そもそも無償のストック・オプションを報酬とするためにできた会計基準であり、その文言は、典型的な「無償」のストック・オプションを前提としているため、今回の公正価値での投資制度として発行している有償新株予約権の報酬性として当てはめることは不適切である。土俵が全く異なるものを無理に理由付け用としており、非常に稚拙な内容である。

質問 5

以下の点についての説明を求める。

IFRS との GAAP 差をあえて広げよう理由について

本公開草案における勤務条件の取扱いは、IFRS との GAAP 差を広げることとなると考える。GAAP 差を無為に広げることについての合理的な説明を求める。

以上